

○入札説明書

茨城県立牛久高等学校が調達する下記業務内容の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年9月25日（金）

2 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の名称
茨城県立牛久高等学校 照明器具LED更新
- (2) 調達する業務の内容
仕様書及び内訳書による
- (3) 履行期限
令和9年3月31日（水）
- (4) 履行場所
茨城県牛久市岡見町2081番地の1 茨城県立牛久高等学校

3 担当公所

〒300-1204
茨城県牛久市岡見町2081番地の1
茨城県立牛久高等学校 事務室
電話 029-873-6220
FAX 029-874-8580
所属メールアドレス:koho@ushiku-h.ibk.ed.jp

4 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 次のア又はイのいずれか一方又は両方に該当する者であること。
 - ア 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示254号）に基づく競争入札参加資格を有するものであること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - イ 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示473号）に基づき、競争入札参加資格（業種：電気工事）を有する者であること。ただし、茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 本公告の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。
- (7) 茨城県内に本店又は支店等を有すること。

5 入札等の手続き

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を書面により行う。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。（電子調達システムによる資料の受付及び入札は行わない。）

6 現地確認及び入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、以下の期間に必要な応じて現地確認を行うこと。また、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりファクシミリにより質問すること。

ア 現地確認期間

公告の日から令和8年10月7日（水）午後5時まで

イ 質問受付期間

公告の日から令和8年10月1日（木）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

ウ 質問受付先

3の担当公所に同じ

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月2日（金）午後5時まで

イ 方法

ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり郵便または持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に4の(4)、(5)、(6)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、別紙様式「電子契約用メールアドレス確認書」を併せて提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月7日（水）午後5時まで。なお、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

3の担当公所に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年10月8日（木）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札日時及び場所等

ア 日時

令和8年10月14日（水）午後2時

イ 場所

茨城県立牛久高等学校 会議室

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札方法等

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。
- (2) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が直接持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。なお、代理人による入札の場合は、入札書に代理人名の記名をすること。
- (3) 入札書は封緘し、表に入札に係る案件名、入札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、表に「入札書在中」と朱書きすること。
- (4) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。
- (5) 入札に際しては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (6) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止める場合がある。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜金額）を入札書に記載すること。
- (8) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者、又は申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 記名を欠くとき
- (4) 誤字又は脱字により意思表示が不明確である入札をおこなったとき
- (5) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (6) 同一の入札に 2 通以上の入札をおこなったとき
- (7) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき
- (8) 代理人が委任状を持参しないとき
- (9) 指示した条件に違反して入札を行ったとき
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、3 の担当公所へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) 入札・開札を延期する場合は、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (2) 入札参加者又は契約相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて入札参加者又は契約相手方が負担するものとする。